

議案第 8 号

南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

ふるさと納税推進事業の円滑な運営を図ることを目的に、南風原町ふるさと寄附条例に基づく寄附金のうち、ふるさと納税推進事業の必要経費を除いた額を積み立てる必要があるため提案する。

南風原町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

南風原町ふるさと寄附条例（平成20年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「基金」の次に「（以下「基金」という。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 基金に積み立てる額は、寄附された寄附金の額から、町長が別で定める必要経費を控除した額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。